

西千代ヶ丘自治会 会則

制定 昭和58年 7月24日

改定 令和 8年 4月 1日

【目的】

第1条 この会は、会員相互の親睦と連帯感をたかめ、地域社会の発展と福利の増進を図り、住みよい住宅地を作ることを、目的とする。

【名称】

第2条 この会は、西千代ヶ丘自治会と称す。

【事務所】

第3条 この会の事務所を、奈良市西千代ヶ丘三丁目9番の西千代ヶ丘集会所内に置く。

【事業】

第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関すること。
- (2) 地方公共団体との連絡に関すること。
- (3) 会員の弔意に関すること。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 同好会及びサークル活動の支援。「運用内規」参照
- (6) ボランティア活動の支援。
- (7) その他必要と認められること。

【会員】

第5条 この会は、原則として西千代ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目に居住する世帯とする。
「運用内規」参照

【地区】

第6条 この会の円滑な運営を図るため、地区を概ね20戸に分割する。

【役員】

第7条 この会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名(総務、集会所、環境 各担当)
- ③ 会計 1名
- ④ 部会長 2名(グリーンクラブ、太陽っ子クラブ)
- ⑤ 危機管理担当 2名(防災担当1名、防犯担当1名)
- ⑥ 交流・福祉担当 3名
- ⑦ 書記 3名
- ⑧ 会計監査 1名

【顧問・相談役の設置】

第8条 この会の運営上必要があるときは、役員会の決定を経て、顧問または相談役を設けることができる。

【役員等の選出】

第9条 (1) 役員は会員の推薦による候補者の中から、定期総会において選出する。但し、会員の推薦による候補者がいない場合は、地区委員会が地区委員の中から候補者を推薦し、定期総会において選出する。「運用内規」参照
(2) 役員経験者は、本人の合意による場合を除いて、役員選出の対象者とししない。
(3) 補欠役員の選出については、役員会で協議し、地区委員会の決議事項とする。
(4) 地区委員は各地区から選出し、輪番制とする。「運用内規」参照
(5) 地区委員の中から、各丁目ごとに2名の地区長を選出する。
(6) 地区委員に欠員が出た場合、その地区において速やかに後任者を選出し、会長に届け出る。

【役員等の任期】

第10条 (1) 役員の任期は1年とする。再任は妨げないが4年を限度とする。
但し、危機管理担当の任期は定めない。
(2) 地区委員の任期は1年とする。
(3) 欠員ができた場合の補欠による任期は前任者の任期期間とする。

【役員等の任務】

- 第11条 (1) 会長は、会務を統括し、外部に対して会を代表する。
(2) 副会長は、会長の補佐及び総務・集会所・環境の各業務の企画・立案・運営に当たる。
(3) 会計は、会計事務を担当し、財務管理及び会計業務の運営にあたる。
(4) 部会長は、各会(グリーンクラブ・太陽っ子クラブ)を統括し、外部に対してその会を代表する。
(5) 危機管理担当は、地域の危機管理(防災・防犯等)活動について、会長を補佐する。
(6) 交流・福祉担当は、会員相互の交流福祉活動の企画・立案・運営に当たる。
(7) 書記は、議事を記録し文書作成その他の事務を行う。
(8) 会計監査は、財務管理及び会計業務の運営状況を監査する。
(9) 地区長は、地区委員の連絡調整にあたる。
(10) 地区委員は、各地区の連絡・運営にあたる。

【機 関】

- 第12条 この会は次の機関により運営する。
① 定期総会並びに臨時総会
② 役員会
③ 地区委員会

【会 議】

- 第13条 (1) 定期総会は、最高の決議機関であって、毎年1回4月に開催する。但し、会長が総会の開催が困難と判断した時は、書面決議によってこれを代行することが出来る。
(2) 臨時総会は、役員会及び地区委員会で必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があったとき、開催する。
(3) 定期総会並びに臨時総会は、会員過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。会長が議長となり、議決は出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
(4) 役員会は、会長が必要と認めるとき、開催する。
(5) 地区委員会は、原則として3ヶ月に1回開催する。

【下部組織】

- 第14条 (1) この会にグリーンクラブ、太陽っ子クラブの各部会をおくこととする。
(2) この部会に対しての補助金額は、役員会において決定し円滑な運営をはかる。

【会 費】

- 第15条 (1) この会の経費は、会費、市交付金、寄付金その他をもって充てる。
(2) 新規会員は、入会金として2,000円を納入するものとする。「運用内規」参照
(3) 会員は、会費を納入する義務を有し、会費上期、下期それぞれ2,000円とする。地区委員を通じて納入するものとし、転入者は、転入月を含め月割(300円)で納入する。退会者には、返還しない。「運用内規」参照
(4) 経済変動その他事情情勢を勘案して会費の見直しを行う。

【弔慰金等】

- 第16条 (1) 会員世帯の同居家族が死亡したとき香典を支給する。「運用内規」参照
(2) その他災害等による被害が発生した場合、見舞金を支給する。
(3) 上記金額等については、その都度役員会において決定する。

【会計年度】

- 第17条 (1) 会計年度は、3月1日から翌年2月末日とする。
(2) 会計は、一般会計と特別会計とする。

【会計報告】

- 第18条 (1) 収支決算書及び会計監査報告書を定期総会に提出して承認を得なければならない。
(2) 予算は役員会において議事決定し、定期総会に提出して承認を得なければならない。
(3) 補正予算は、役員会において議事決定し、地区委員会に報告する。

【ケーブルテレビの管理】

第19条 近鉄ケーブルネットワーク株式会社のサービスによるテレビ放送の受信を、常に良好な状態に保つため、別途、組合規約に基づき管理するものとする。

【個人情報】

第20条 個人情報保護に関する取扱いは「西千代ヶ丘自治会 個人情報保護に関する規定」に準じて運用する。

【その他】

第21条 この会則の改定については、役員会において審議し、総会を経て改定するものとする。

(附 則): この会則は、昭和58年7月24日から施行する。
(附 則): この会則は、平成 2年 2月25日から施行する。
(附 則): この会則は、平成 4年 4月 1日から施行する。
(附 則): この会則は、平成 9年 4月 6日から施行する。
(附 則): この会則は、平成16年 4月18日から施行する。
(附 則): この会則は、平成18年 4月 2日から施行する。
(附 則): この会則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(附 則): この会則は、平成20年 4月 6日から施行する。
(附 則): この会則は、平成21年 4月 5日から施行する。
(附 則): この会則は、平成22年 4月 4日から施行する。
(附 則): この会則は、平成23年 4月 3日から施行する。
(附 則): この会則は、平成24年 4月 1日から施行する。
(附 則): この会則は、平成25年 4月 7日から施行する。
(附 則): この会則は、平成27年 4月 5日から施行する。
(附 則): この会則は、平成29年 4月 2日から施行する。
(附 則): この会則は、平成30年 4月1日から施行する。
(附 則): この会則は、平成31年 4月2日から施行する。
(附 則): この会則は、令和2年4月1日から施行する。
(附 則): この会則は、令和3年4月1日から施行する。
(附 則): この会則は、令和6年4月1日から施行する。
(附 則): この会則は、令和7年4月1日から施行する。
(附 則): この会則は、令和8年4月1日から施行する。